

各 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育庁教育職員局給与課長

赴任に伴う旅行における自動車等の使用に係る旅費の支給について（通知）

「赴任に伴う旅行における自動車等の使用について」（平成15年5月26日付け教総第145号教育長通達）又は「赴任に伴う旅行における自動車等の使用について」（平成21年3月12日付け教職第1865号教育長通達）に基づき、赴任に伴う旅行において自動車等を使用する場合の旅費については、平成31年4月1日以降の人事異動に伴う赴任旅行から、次により取り扱うこととしますので、誤りのないようにしてください。

なお、これに伴い「赴任に伴う旅行における自動車等の使用に係る路程計算について」（平成21年3月12日付け教給第1028号当職通知）及び「赴任に伴う旅行における自動車等の使用に係る路程計算について」（平成15年5月26日付け企画総務部給与課長補佐名事務連絡）は廃止します。

記

1 旅費の支給について

(1) 車賃の路程

路程の計算に当たっては、一般に利用しうる最短の経路（有料道路を除く。）によることとし、国土地理院が発行する電子地形図又は一般財団法人日本デジタル道路地図協会が発行する全国デジタル道路地図データベースを使用している電子地図を用いて測定した距離により算出すること。

(2) 旅行雑費、宿泊料及び宿泊雑費

自動車の運行距離から、1日の運転時間が長時間に及ぶことが想定される場合のうち、所属長が、旅行命令の旅行期間を延長することにより自動車による赴任が安全に行われると判断し、かつ、現に延長した旅行期間どおりに旅行が行われると認めた場合にあっては、延長後の旅行命令の旅行期間に基づく旅行雑費（定額）、宿泊料（宿泊先の区分に応じた宿泊料の定額を限度とした実費額）及び宿泊雑費（定額）を支給すること。

(3) 船賃

道内の離島赴任において自動車航送運賃を支払うときは、運転者の船賃を要しないことから、職員分の船賃は支給しない。

2 扶養親族移転料の調整について

次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ扶養親族移転料を調整して支給すること。

(1) 赴任者の自動車等に同乗する場合

扶養親族移転料から車賃に相当する額を減じた額を支給する。（車賃相当額を支給しない。）

(2) 扶養親族が、赴任者が同乗しない自動車等を使用し旅行する場合又は赴任者の赴任する時期と異なる時期に自動車等を使用し旅行する場合

扶養親族が使用する自動車等1台ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算する。

ア 12歳以上の扶養親族が乗車している場合

職員相当の車賃の額

イ 12歳未満6歳以上の扶養親族が乗車している場合（アに掲げる場合を除く。）

職員相当の車賃の額の2分の1に相当する額

3 旅行命令簿兼旅費請求書の記載について

旅行命令簿兼旅費請求書の「命令変更等又は摘要」欄に、旅行の経路及び旅費の調整（上記2により扶養親族移転料の車賃の調整を行った場合に限る。）について記載する等、旅費の計算の経過を明らかにすること。

(1) 経路の記載例

「札幌 3km(R12) 札幌 14km(R275) 江別 5km(R337) 江別 110km(R12) 永山

※ 旅行の経路は別添図面のとおり。

(2) 扶養親族移転料の調整を行う場合の記載例

「自動車等使用 扶養親族移転料調整」

(給与制度グループ)

(参考資料)

1 出頭旅費及び扶養親族移転料の支給について

区 分	車 賃	旅行雑費	扶 養 親 族 移 転 料	
			車 賃	旅行雑費
自動車を使用する場合の赴任者	○	○	—	—
赴任者の乗車する自動車を使用する場合の扶養親族	—	—	支給しない	○
赴任者の乗車しない自動車等を使用する場合の扶養親族	—	—	1台につき1名分支給 (年齢に応じた額)	○

2 具体の支給事例について

(1) 赴任者のみ赴任した場合

赴 任 者 等	交通機関
職 員	自 動 車
扶養親族 (なし)	—

職 員…車賃、旅行雑費

(2) 赴任者と扶養親族が1台の自動車で赴任に伴い旅行した場合

職 員	自 動 車
扶養親族 (配偶者)	同 乗

職 員…車賃、旅行雑費

配偶者…扶養親族移転料【車賃支給なし】

職 員	自 動 車
扶養親族 (配偶者+子 10才)	同 乗

職 員…車賃、旅行雑費

配偶者…扶養親族移転料【車賃支給なし】

子 …扶養親族移転料【車賃支給なし】

職 員+扶養親族 (子A 15才)	自 動 車
扶養親族(配偶者+子B 10才)	自 動 車

職 員…車賃、旅行雑費

配偶者…扶養親族移転料【職員相当の車賃】

子 A …扶養親族移転料【車賃支給なし】

子 B …扶養親族移転料【車賃支給なし】

(3) 赴任者又は扶養親族の一方が自動車等で赴任に伴い旅行した場合

職 員	自 動 車
扶養親族 (配偶者)	J R

職 員…車賃、旅行雑費

配偶者…鉄道賃、旅行雑費

職 員	J R
扶養親族 (配偶者)	自動車等

職 員…鉄道賃、旅行雑費

配偶者…扶養親族移転料【職員相当の車賃】

職 員	J R
扶養親族 (配偶者+子 10才)	自動車等

職 員…鉄道賃、旅行雑費

配偶者…扶養親族移転料【職員相当の車賃】

子 …扶養親族移転料【車賃支給なし】

職 員	J R
扶養親族 (子 10才) + 配偶者	自動車等

職 員…鉄道賃、旅行雑費

配偶者…非扶養親族

子 …扶養親族移転料【職員相当の車賃の1/2】

(4) 複数の自動車等で赴任に伴い旅行した場合

職 員	自 動 車
扶養親族 (配偶者)	自動車等
扶養親族 (子 10才)	自動車等

職 員…車賃、旅行雑費

配偶者…扶養親族移転料【職員相当の車賃】

子 …扶養親族移転料【職員相当の車賃の1/2】